

民生・児童委員の活動を紹介します

市では、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員(以下、民生・児童委員)149人と民生・児童委員活動をサポートする支援員32人が、市内を7地域に分けて活動しています。

民生委員の主な活動

【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握を行っています。

【相談】地域で共に生活する隣人として、福祉に関する悩みや心配ごとの相談に応じています。

【情報提供】各種福祉制度やサービスについての情報提供を行っています。

【連絡通報】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関と連絡調整を行っています。

【その他】無職証明書などの取り扱い業務のほか、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動(要援護者

の見守りなどに協力しています。

お住まいの地域を担当する委員の氏名や連絡先など、詳しくは福祉総務課へお問い合わせください。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

商業施設で街頭啓発活動

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間



街頭啓発活動の様子

民生児童委員協議会では、民生・児童委員の活動を広報して、民生・児童委員の活動について理解を深めていただくため、5月12日(木)の「民生委員・児童委員の日」から1週間(1週間)にわたり活動強化週間として、商業施設で活動をPRするティッシュを手渡し、街頭啓発活動を行いました。

◆問い合わせ 福祉総務課

都市計画の変更・決定のお知らせ

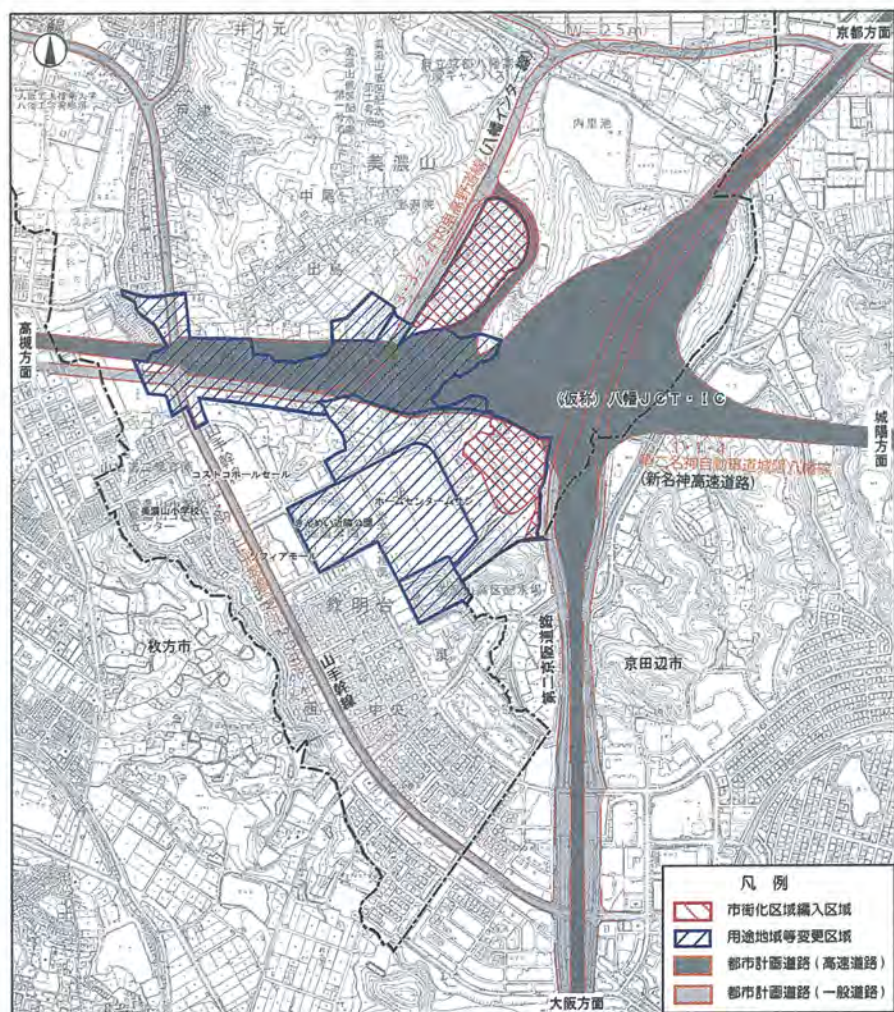
詳細は、市ホームページをご確認ください。

◆問い合わせ 都市整備課

社会経済情勢、都市施設の整備および土地利用の動向を踏まえて、京都府決定の「市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)」、八幡市決定の「用途地域」、「特別用途地区」、「高度地区」、「防火及び準防火地域」および「地区計画」について見直しを行いました。

今回見直しを行った区域は市南部に位置し、現在整備中の(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジに近接する、広域幹線道路の結節点となる立地特性を活かし、将来計画的な市街地整備や都市基盤施設の充実が見込まれる地区です。

都市計画の変更・決定内容は下の図のとおりです。



障がいについて知ろう

聴覚障がいとは、聴覚の機能になんらかの障がいがあるために、聞こえにくい、または聞こえなくなっている状態をいいます。

生まれつき聴覚に障がいのある人もいれば、突発性難聴などで、人生の途中から耳が不自由になった人もいます。

聞こえ方も、それぞれ差異があり、話し言葉が聞きとりにくい、音がひずんで聞こえる、低い音が聞こえにくいなどさまざまです。

聴覚障がい

特に中途失聴の場合は、話せる人も多く、「呼びかけたのに無視された」などと誤解されることがあります。

▼手話を使えばわかると思われる

聴覚障がいのある人が手話を使えるとは限りません。手話を習得していない人も大勢います。

口を大きく動かし話す／筆談は簡潔に

▼放送や呼びかけに気づかないことがあります。

銀行や病院などで不在だと思われることがあります。店内放送や駅の構内放送などに気づかず、適切な行動がとれないこともあります。

▼サポートするときのポイント

▼コミュニケーション方法を確認しましょう。

コミュニケーション方法が適切でない、話を伝えることが

できません。

聴覚障がいのある人とのコミュニケーション方法は、「手話」「筆談」「口話(口の形を読み取る)」などがあり、聞こえの程度、失聴した年齢、言語力、教育歴、家庭環境などによって、一人ひとり主とする方法は異なります。

・口話で伝える場合は、向かい合った状態で、口の動きを大きくし、ゆっくり話しましょう。

・筆談をするときは、短く簡潔に書くこと。記号や図を用いて、わかりやすく表現することをご心がけましょう。

困っていること

▼外見ではわかりにくい障がいのため、周囲に気づいてもらえないことがあります。



耳マークについて 聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合は、相手が「耳が不自由である」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮ください。

困っている様子がわかったら、声をかけ、意思を確認してサポートしましょう。

◆問い合わせ 障がい福祉課

6月23日(木) 緊急地震速報の情報伝達訓練を実施

全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた緊急地震速報を受信した際の行動訓練を実施します。

国からの緊急情報を受信し、市の防災行政無線から次の日程と内容で訓練放送が流れます。

大地震を想定して、丈夫なテーブルの下に隠れる等、身の安全を図る行動をしましょう。

▽日時 6月23日(木) 午前10時15分ごろ

▽内容 「(チャイム)こちらは八幡市です。ただいまから訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音)緊急地震速報。大地震です。これは訓練放送です。」

◆問い合わせ 防災安全課

八幡警察署から 交番所管区の一部変更のお知らせ

4月1日から、八幡警察署にある5つの交番のうち、4つの交番(八幡駅前交番・都々城交番・男山交番・美濃山交番)の所管区を変更しました。

新しい所管区は、下の表のとおり小学校区を元に設定しました。

交番ごとの発行や巡回連絡(各家庭への訪問活動)など、担当する交番が変更になっています。

くわしくは八幡警察署地域課までお問い合わせください。

◆問い合わせ 八幡警察署 (0981-01110)

交番名	新しい交番所管区
八幡駅前交番	八幡小学校区および中央小学校区
都々城交番	有都小学校区
男山交番	さくら小学校区、くすのき小学校区および南山小学校区のうち国道1号線より北部
美濃山交番	美濃山小学校区および南山小学校区のうち国道1号線より南部
橋本交番	橋本小学校区(変更なし)